

## 栄養教諭免許状取得

(栄F)教諭(学校種及び教科は問わない)又は養護教諭免許状及び管理栄養士又は栄養士の免許を有する方が栄養教諭免許状を取得する。

【根拠規定】教育職員免許法附則第17項備考第2号

(※教諭又は養護教諭の免許状と栄養士又は管理栄養士の免許証を有する方が、学校栄養職員としての実務年数と必要な単位を修得し、栄養教諭免許状を取得する。)

<修得単位の内訳>

在職 年数	栄養に係る教育に関する科目		総単位数
	修得単位の内訳	計	
0	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2	2
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項		
	食生活に関する歴史的及び文化的事項並びに食に関する指導の方法に関する事項		